t@biho たびほ(リスク細分型特定手続用海外旅行保険)の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧く ださい。ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。 ●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

	●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。		
補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間中の事故によるケガが原因で 事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(被保険者の法定相続人)にお支払いします。 注【傷害後遺障害】をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①~⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の 故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無 資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使 用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療を除 きます。) ②戦争、革命などの事変(テロ行為を除き ます。) ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等 による競技、競争、興行、試運転 など
傷害 後遺 障害	責任期間中の事故によるケガが原因で 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた 場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のない場合
疾病死亡	相続人)にお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②「責任期間中に発病した病気」または が責任期間中に発生したものに限りま に死亡した場合(ただし、責任期間終 続き治療を受けていたものに限ります	「責任期間終了後 72 時間以内に発病した病気(その原因す。)」により、責任期間終了後その日を含めて 30 日以内了後 72 時間を経過するまでに治療を開始しその後も引き	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、・被保険者が被ったケガによる病気・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気・歯科疾病

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	<傷害治療費用> 責任期間中の事故によるケガが原因で 治療を受けた場合(義手、義足の修理	お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の① (※1)、② (※1)、⑦、⑧により生じたケガまたは発病した病気
	たます。) (報子、報定の修理 を含みます。)	<傷害・疾病治療費用> 被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用	に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他
	│ │ <疾病治療費用> │ ①「責任期間中に発病した病気」また	被床映有が支出した賃用で、社会通ぶ工会当な次の賃用 をお支払いします(ケガの場合は事故の発生の日、病気 の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要	第所見(検査等によって認められる異常所見)のない場合
	は「責任期間終了後 72 時間以内に発	した費用に限ります。)。	・自動車、オートバイの無資格運転、酒
	病した病気(その原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」によ	①診療費・入院費関係(入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や治療を受け医師	気帯び運転、麻薬などを使用しての運転によって生じたケガ (※2)
	り、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始した場合	の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客 室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。)、入	・妊娠、出産、早産、流産、これらによ る病気 ^(※3)
	②責任期間中に感染した特定の感染症 により責任期間終了日からその日を	院・通院のための交通費および治療のために必要な通 訳雇入費	・歯科疾病 (ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。)
	含めて 30 日を経過するまでに治療 を開始した場合	②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所	 (※1)自殺行為によりその行為の日からそ
	<救援費用>	の消毒を命じられた場合の消毒費用 ④入院により必要となった被保険者の通信費および身	の日を含め 180 日以内に死亡した場合は<救援費用>部分の保険金を
	被保険者が次の①~⑦のいずれかに該	の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費 と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。)	お支払いします。
	当した場合 ①責任期間中の事故によるケガがもと	⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接	(※2)被保険者による自動車、オートバイ の無資格運転、酒気帯び運転により
治療・	で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、ま	帰国するための被保険者の交通費・宿泊費(払戻しを 受けた金額または負担することを予定していた金額	事故の発生の日からその日を含め て 180 日以内に死亡した場合は<救
救援 費用	たは3日以上続けて入院した場合 ②責任期間中に病気、妊娠、出産、早	がある場合は、その額を控除します。)	援費用>部分の保険金をお支払い します。
	産、流産により死亡した場合 ③責任期間中に発病した病気により、	注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよ	(※3)妊娠初期の異常(海外旅行中に発生 した妊娠満 22 週以後の発生は除く)
【妊娠初期の 症状に対する 保険金支払	責任期間終了日からその日を含めて 30日以内に死亡した場合または3日	い部分、また、海外においても同様の制度がある 場合、その制度により被保険者が診療機関に支払	により海外旅行中に治療を開始し た場合については保険金をお支払
責任の変更に関する特	以上続けて入院した場合(責任期間 中に治療を開始した場合に限りま	うことが必要とされない部分はお支払いできません。	いします。
約】セット	す。) ④責任期間中の自殺行為がもとで、そ	注2 日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用に	注旅行出発前に発病した病気によるく
	の行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	りた。疑(さゆう)の心臓のために文山とた資用についてはお支払いできません。	疾病治療費用>および<救援費用>は【疾病に関する応急治療・救援費用】
	⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・ 船舶が行方不明もしくは遭難した場	<救援費用>	で保険金をお支払いできる場合があ ります。
	合または山岳登はん中に遭難した場	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した 費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。	など
	合	(【保険金をお支払いする場合】の⑦は 300 万円上限) ①捜索救助費用	
	事故により被保険者の生死が確認で きない場合または緊急な捜索・救助	②救援者の現地までの航空機等の往復運賃(救援者3名 分まで)	
	活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合	③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施 設客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)	
	注 被保険者の生死の判明後または緊 急な捜索・救助活動の終了後に現	④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、	
	地に赴く救援者にかかる費用は対 象外です。	く傷害・疾病治療費用>部分で支払われるべき金額は 控除します。)	
	⑦責任期間中に誘拐された、または行 方不明になったことを警察等公的機	⑤遺体の処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交	
	関に届出した場合		
		人質、秋後に必要な通訊権人質 (音計 20 万円まで、 <傷害・疾病治療費用>の④で支払われる費用は除き ます)	

ます。)

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾関応療援にる治教用	<治療費用> 責任期間開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※1)が原因で責任期間中にその症状の急激な悪化(※2)により治療を受けた場合 < 救援費用> 責任期間開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※1)が原因で責任期間中にその症状の急激な悪化(※2)により3日以上続けて入院した場合 (※1)妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。 (※2)海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられな	前記【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、症状が急激に悪化した病気 1 回につき、治療を開始した日からその日を含めて 30 日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額を 300 万円限度にお支払いします。	前記【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、・治療の開始が責任期間終了後である場合・治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合・責任期間開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)・責任期間中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用など)など
緊急歯科治療費用	い症状の変化をいいます。 責任期間中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療 (※) を開始した場合 (※) 歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	責任期間中に要した費用であり、社会通念上妥当で、かつ、同等の症状に対して通常 負担する費用に相当する次の金額に縮小割合(50%)を乗じた額を 10 万円限度にお支払いします。 ①歯科医師の診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	前記【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、以下によって生じた費用 ・義歯または歯科矯正装置の欠陥 ・義歯または歯科矯正装置の自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等 ・義歯または歯科矯正装置のすり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為 ・緊急歯科治療を伴わない検査 ・義歯の提供を含む歯科治療 ・定期的な歯科治療をさし、緊急歯科治療をは動きを含む歯科治療。ただし、緊急歯科治療をおする。・予防治療 ・あらかじめ予定していたまたは予測していた歯科治療 ・あらかじめ予定していたまたは予測していた歯科治療 ・その他支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療
歯科治 療費用	責任期間中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日の午前 0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合	被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額に縮小割合(50%)を乗じた額を支払います。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内のお支払いの限度とします。また、歯科治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。 ①歯科医師の診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 注日本国内で歯科治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じた費用に加え、以下によって生じた費
個人賠償責任	または管理する財物の損壊もしくは お支払いします。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 お支払いできない主な場合】の「被保険者が所有、使用は紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金を室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキ	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害・加え、・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任(※)・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任(※)

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	損害	産 (戸室全体を賃借している場合を除きます。) に与えた 破保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損	・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金
携行品 損害	責任期間中に携行品(※)(カメラ、カニン、カニュー (※)(カメラ、カニュー (※)(カメラ、カニュー (本) が、盗難・みのによりが、盗難・みのによりがです。 (※)被保険者ががそのです。 (※)ができるには、など、からいませいが、のでは、ないができる。 (※)がいるが、ながいるが、ながいるが、なが、ながいるが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、なが	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます(修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を損害額とします。) 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料(旅券取得時のみ)、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします(1事故につき合計10万円まで) 注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害・差押え、以下により生じた損害・差押え、没収、破壊等の公権力の行権認定を対した。選難処置、変となります。)・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等)・保険の対象である液体の流出・置き忘れ、紛失(※)など(※)日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。なお、被保険者が有償で借りた携行品きません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品にもまたは生活用品に損害が生じ賃貸業者から借りた旅行用品をまたは生活用品に損害が生じ賃貸業者から借りた旅行用品をまたは生活用品に損害が生じ賃貸業者がもは、前記【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
個賠責長契用人償任期約)	は管理する財物の損壊もしくは紛失にます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内のみます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産にている場合は、火災、爆発、破裂おのに限ります。)	1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 応支払いできない主な場合】の「被保険者が所有、使用また、対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いしの動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含いる事業に関係します。 を設のうち部屋以外に与えた損害。ただし、火災、爆発、破い)による水澤れによる損害に限ります。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行(アルバイトを含みます。)に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人(家事使用人は除きます。)が被保険者の業務に従事事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金

裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。

・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
生活用 金期 契約用)	保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の事が、旅行の回りなるで、の際に携行しているで、のので、場合で、のので、場合で、のので、場合で、のので、場合で、のので、場合で、のので、場合で、のので、は、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、	家財・身の回り品1つ(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額をお支払いします。ただし、生活用動産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。 注1 損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいいます。(修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を損害額とします。) 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料(旅券取得時のみ)、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代(1事故につき合計5万円まで) 注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害・差押え、没収、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。)・保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化・保険の対象に対する修理、調整、清掃・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等)・置き忘れ、紛失・詐欺、横領・火災、爆発、風水災、盗難などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出
航寄手遅費 実 損払 実	被保険者が責任期間中に航空機搭乗時(※ 1)に運搬を寄託した手荷物が、目的地(※ 2)に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、目的地に到着してから6時間以内に受け取ることができなかった場合(※1)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。 (※2)航空機が到着を予定していた地をいい、乗継地を含みます。	被保険者が支出した次の費用(他人への謝金・礼金を含みません。)を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。 ①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類)購入費 ②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)購入費 ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 注 責任期間中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波など
航寄手遅保 定額 払	被保険者が責任期間中に航空機搭乗時(※ 1) に運搬を寄託した手荷物が、目的地(※2) に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、目的地に到着してから6時間以内に受け取ることができなかったために目的地において右記【お支払いする保険金】の費用を負担した場合(※1)被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。(※2)航空機が到着を予定していた地をいい、乗継地を含みます。	被保険者が次の費用(金額の大小は問いません。)を支出した(他人への謝金・礼金を含みません。)場合に、1回の事故につき1万円を寄託手荷物遅延等保険金としてお支払いします。 ①衣類(寄託手荷物に含まれていた下着、寝間着など必要不可欠な衣類)購入費 ②生活必需品(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)購入費 ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 注 責任期間中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて費用負担した場合に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に費用負担した場合を除きます。	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波など

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
航空機運費用実損払	責任期間中に被保険者が次のいずれかに該当したことにより、出発予定時刻(※1)から 6時間以内に代替機を利用できない場合 ①搭乗予定機の 6時間以上の出発遅延、欠航等(※2)、搭乗した航空機の着陸地変更 ②航空機を乗り継ぐ場合に到着機の遅延等(※3)により乗継予定航空機に搭乗できないこと (※1)着陸地変更の場合は着陸時刻、②の場合は乗継地への到着時刻とします。 (※2)運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。 (※3)搭乗予定航空機の出発遅延、欠航等(※2)、搭乗した航空機の着陸地変更による乗継地への到着遅延を含みます。	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の左記【保険金をお支払いする場合】の①の出発遅延、欠航等、着陸地変更または②の到着機の遅延等につき、2万円をお支払いの限度とします。①出発地(着陸地・乗継地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費(宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用によるの航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)、国際電話料等通信費(払戻しを受けた額または負担することを予定していた金額を控除します。) ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波など
航空機 遅く 額払	責任期間中に被保険者が次のいずれかに該当したことにより、出発予定時刻(※¹)から 6時間以内に代替機を利用できない場合 ①搭乗予定機の 6時間以上の出発遅延、欠航等(※²)、搭乗した航空機の着陸地変更 ②航空機を乗り継ぐ場合に到着機の遅延等(※³)により乗継予定航空機に搭乗できないこと (※1)着陸地変更の場合は着陸時刻、②の場合は乗継地への到着時刻とします。 (※2)運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。 (※3)搭乗予定航空機の出発遅延、欠航等(※²)、搭乗した航空機の着陸地変更による乗継地への到着遅延を含みます。	被保険者が次の費用(金額の大小は問いません。)を支出した場合に、1回の左記【保険金をお支払いする場合】の①の出発遅延、欠航等、着陸地変更または左記②の到着機の遅延等につき、1万円を保険金としてお支払いします。 ①出発地(着陸地・乗継地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した宿泊施設等客室料、食事代、交通費(宿泊施設等への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用)、国際電話料等通信費②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反・地震・噴火、これらによる津波など
緊急一	責任期間中(一時帰国している期間を除きます。)に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 注 ①~③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、1回の一時帰国につき緊急一時帰国責用保険金額を限度としてお支払いします。 ①被保険者の一時帰国に要する通常の経路による往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料(14日分まで③と合計で20万円まで) ③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費(②と合計で20万円まで) 注 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、2回目以降の一時帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により2回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者や保険金受取人の 故意または重大な過失 ・海外渡航開始時または保険期間開始時(継 続契約の場合はこの保険契約が継続され てきた最初の保険契約の開始時)のいず れか遅い時より前に、左記【保険金をお 支払いする場合】①、②の原因が発生し ていた場合 ・左記【保険金をお支払いする場合】①、 ②の原因または③の事由が発生した時以 前に購入またはその予約がなされた航空 券等を利用して一時帰国した場合 など 注 この保険金の支払対象となる費用につ いて保険契約者または被保険者が勤務 先の慶弔規定等により給付を受けられ る場合は、その額を差し引いた額をお支

払いします。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅ャルキセ用	次のいずれかにをいいりる場合により、被保険者等にはより、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	出国中止したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします。 ・取消料、違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用(出国後3か月以内に提供を受ける旅行サービスに限ります。)・波航手続費として支払った費用(出国中止した後に使用できるものに対する費用を除きます。) 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 ◎ この特約の責任期間は、保険期間とは関係なく、保険契約日の翌日午前0時に開始します。また、契約日が出国日と同日の場合にはこの特約はセットできません。	次の①~④により生じた費用 ①次のような場合】の①~⑤により生にた費用 ②次のような場合】の①~⑤にはり左記にはいまでは、 一、大きな場合。 ・保険契約者、被保険金をお場合。 ・保険契約を表して、 ・は、ないのでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、では、ないでは、ない

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅中費行断用	出国ないない。 出土ののりした保育のは、たっていると、というでは、大大学の、大大学の、大大学の、大大学の、大大学の、大大学の、大大学の、大大学	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度にお支払いします(旅行が企画旅行の場合は下記 1. または 3. のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記 2. または 3. のいずれか高い額を表支払いします。)。 1. 次の算式により算出した額 旅行中断費用保険金 帰 国 日額または旅行代金の × 以 後 の 日 数 旅行 日程 の 日 数 旅行 日程 の 日 数 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2. 次の費用 ①旅行中断したことにより取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用(出国後 3 か月以内に提供を受けるものに限ります。) ②波航手続費として支払った費用 注 上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、②の費用については、旅行中断した後に使用できるものに対する費用も除きます。 3. 次のいずれかに該当する場合の帰国に要する①、②の費用・航空券等(その利用日が出国後 3 か月以内の場合に限ります。)の購入の予約がされているか既に購入されている場合・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用費。 ②被保険者の宿泊施設等室料(14 日分まで)、通信費、渡航手続費(合計 20 万円まで) 注 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、【治療・教援費用】により支払われる額を控除します。 ③この特約の責任期間は、出国した時に開始します。	次の①~④により生じた費用 ①次のような場合】の①~⑤にはり生じた費用 ・ (大変のような場合) の①~⑤にはり左によりを会した場合 ・ 保険契約者、被保険者や保険金受取人の ・ 大変ないました。 ・ では、ないの無質を表して、ないができた。 ・ では、ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな
テロ等 対応保 険金	旅行の最終目的地への到着が保険期間の 末日の午後12時末次のにされているしたまで、次のにすず、次保険期間の にもかかいによず、次保険では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	被保険者が次の費用(金額の大小は問いません。)を支出した場合に、下記の算式により算出した額をお支払いします。 ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 1. お支払いする額 テロ等対応 保険金日額	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じた損害 など

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
ペラスのでは、そのでは、そのでは、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	旅行の最終 12 時代 12 ず 15 で 15 で 15 で 15 で 16 で 16 で 16 で 16 で	被保険者がペットの預入延長 (**1) のための費用を支出した場合に次の算式により算出した額をお支払いします。 ペット預入延長	前記【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、③、⑦、⑧により生じた損害 など
弁費	「計成者別といいます。 「はいる。 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、		1.前きないまで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では

◆保険期間が3か月以上の場合は、「一時帰国中補償特約」がセットされます。

一時帰 国中補 償 保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。)をお支払いします。

用語のご説明

- ●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性 中毒を含みます。
- ●「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。